

## 「簡易な施工計画」作成の注意点

総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により、徳島県電子入札システムでは、平成29年7月1日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため、総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式2）の標準様式をワードファイルに変更しています。

平成29年7月1日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は、**PDF形式に変換**して申請してください。

なお、簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も、なるべく**PDF形式にて提出**するようにしてください。

商号又は名称：\_\_\_\_\_

## 簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：徳島小松島港赤石地区整備事業徳島小松島港荷役機械整備工事

評価項目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
<p>本工事は、ガントリークレーンを工場において製作し、完成したものを運搬・設置する計画である。</p> <p>このため、工場からの船舶による海上輸送は、ガントリークレーンへの負荷が生じる可能性があり、運搬上の配慮が必要であるとともに、入港時の安全対策を行う必要がある。</p> <p>また、ガントリークレーンの据付にあたっては、陸揚げを含め、ガントリークレーン本体や別途工事で施工するレールを損傷しないよう十分に配慮する必要がある。</p> <p>加えて、埠頭内で荷役作業が継続的に行われていることから、支障を与えないよう荷役業者との調整を図るとともに、現場作業員や荷役業者への安全対策を行う必要がある。</p> <p>このことを踏まえて、次の全ての事項について具体的に記述すること。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 海上輸送におけるクレーンの負荷軽減及び入港時の安全に関する具体的方策</li><li>② クレーンの確実な陸揚げと据付に関する具体的方策</li><li>③ 荷役業者との施工調整及び安全対策の具体的方策</li></ol>	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

商号又は名称：

---

## 簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：徳島小松島港赤石地区整備事業徳島小松島港荷役機械整備工事

評価項目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
------	------------------

### 具体的な施工計画

① 海上輸送におけるクレーンの負荷軽減及び入港時の安全に関する具体的方策

② クレーンの確実な陸揚げと据付に関する具体的方策

③ 荷役業者との施工調整及び安全対策の具体的方策

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

商号又は名称：

---

## 簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：徳島小松島港赤石地区整備事業徳島小松島港荷役機械整備工事

評価項目	「施工上の課題への対応」の的確性
------	------------------

### 具体的な施工計画

本工事で整備するガントリークレーンは、新たな外資コンテナ便と国際フィーダー便の就航によるコンテナ貨物の増加に伴い、増設するものである。

このため、貨物の増加を見据え、令和8年度末までに荷役機械を整備する必要があり、工事の遅れを生じさせない工程管理が求められている。

また、ガントリークレーンのレール等の工事については、来年度、別途発注を予定しており、工事間での工程調整が必要となる。

さらに、建設産業の担い手育成の観点から、この工事の施工においては、県民の建設産業への関心を深めるための取組を実施することとしている。そのためには、取組の提案や取組を実施する際の関係機関との事前調整、取組実施時の安全確保が求められる。

このことを踏まえて、次の全ての事項について具体的に記述すること。

- ① 適切な工程管理を行うための工夫
- ② 別途発注工事と円滑に工事を進捗させるための工夫
- ③ 建設産業への関心を深める取組と実施に当たっての事前調整等

※③の申請について、契約後に実施の是非を受発注者で協議し、有効な取組みとして実施することとした提案については、その費用を変更契約の対象とする（入札額には含めないこと）。

※③の申請について、受注後、関係機関等との事前調整の結果、実施ができないと判断できる場合は、受注者は「同等又は同等以上」の履行義務を負わない。

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。



### ＜記述上の留意点＞

商号又は名称：

## 簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名： **R〇〇 〇〇〇〇〇工事** ←※工事名が間違っていないか確認を！

評 価 項 目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
---------	------------------

具 体 的 な 施 工 計 画
-----------------

〇〇ということ（工事特性）に鑑み、〇〇する観点から、次の事項について記述すること。

- ① 〇〇・・・
- ② △△・・・
- ③ ■■・・・
- ④ ××・・・

※①の項目についての記述に対して、②の項目で評価することはないので、テーマに沿った記述になっているのか、再確認を！

特に具体的な施工計画（「工程管理」の適切性に係る「簡易な施工計画（補足：工程表）」を除く。）を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の文字の大きさの規格は10.5ポイント以上とする。

なお、「記述枠」の規格値は縦21.0cm、横17.0cm以内とし、55行以内で規格値以内の「記述枠」内にアンダーラインを使用しないで記述することとし、アンダーラインを使用して記述した箇所については、評価の対象としないので注意すること。

また、執行機関での印刷結果において、以下の項目に一つでも該当する場合は、「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。

- ① 文字の大きさが明らかに10.5ポイントを下回る場合
- ② 「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から5mmを超えて大きい場合
- ③ 「記述枠」内に56行以上の記述がある場合
- ④ A4版でない場合
- ⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合

注1：手書きの場合も同様とする。

注2：文字のうち、写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題、図表等と一体とみなすことができる名称等、また、英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。

注3：「記述枠」内に県が記載している文章については、テーマ番号以外は削除しても良いが、記載が残っている場合は、行数に含める。

注4：空白行は、行数に含めない。

注5：写真・図は行数に含めないが、表中の行は行数に含める。

＜記述枠：縦21cm×横17cm以内に制限＞

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。